

小学生への上田城の歴史理解の促進に向けた副読本等の制作業務 仕様書

I 趣旨

現在上田市が中心となり、上田城の江戸時代の姿をより多くの皆さんにイメージしてもらえよう、仙石氏が再建した本丸7つ櫓のうち現在残っていない4つの櫓と櫓門、土塀等の復元に向けた取組を進めている。

本業務においては、現在の上田市の取組を踏まえ、上田城を未来につないでいくため、小学生3・4年生を対象に上田城の歴史的価値等の理解促進に向けた副読本の制作を行うもの。

II 業務内容

(1) 対象者：小学生3・4年生

【参考：上田市内小学校24校、46クラス、
生徒数 3年生 約1,500人、4年生 約1,500人】

(2) 内 容：

- ・上田市内の小学生3・4年生を対象として、小学3年生に配布することを想定する。デジタルの場合は、データ配布（展開）を想定。
- ・小学生3・4年生でも楽しく学習できる内容とすること。教材だけでなく、学びのキッカケになるツールであれば、幅広く副読本等の対象とします。
- ・紙媒体だけでなく、デジタル媒体でも活用できる内容とすること。
- ・学習指導要領等を踏まえた内容とすること。
- ・上田市教育委員会で発行している副読本「わたしたちの上田市」の内容を踏まえたものにすること。（参考資料の閲覧を希望する場合は、事務局上田市役所4階櫓復元推進室）
- ・史跡上田城跡保存活用計画を踏まえた内容とすること。
- ・戦国期の真田氏の城のイメージが強い上田城ですが、江戸・明治・大正・昭和・平成を経て現在に受け継がれた上田城の重層的な歴史について理解につながる内容とすること。
- ・歴史学習前の小学生3・4年生が対象となるため、学びのきっかけとなるような仕掛け等を考慮したもの。
- ・学習する生徒の視点だけでなく、使用する教員の視点も考慮して、副読本を活用した授業等の先進事例ができるような実用的な内容とすること。

III 成果品

- ・IIで作成した副読本及びデータ。
- ・各学校に配布するため、梱包の部数等は委託者の指示に従うこと。

- ・データに関しては、PDF 形式のほかに、修正加筆等が行えるイラストレーター等の様式について、委託者の要望に応じて対応すること。
- ・その他、付随する制作物。

IV 著作権

- ・この委託業務で得られた成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、原則、当協議会に帰属するものとする。
- ・当協議会に帰属することができない著作物の内容については、事前に協議をすること。
- ・第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- ・本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じる場合には、当該紛争等の原因が専ら当協議会の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

V 機密保持

受託者は、本業務の内容の機密を保持するとともに、本業務の実績により知り得た情報を第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。なお、当協議会は必要があると認めるときは、所属の職員に、受託者の事務所、事業場等において、受託者が預託し又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、当協議会からその調査及び指示を受けた場合には当協議会に協力するとともにその指示に従わなければならない。

VI 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当協議会と適宜協議すること。

VII その他

- (1) 本契約の細目は、当協議会委託業務実施要領による。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に当協議会の承認を得ることとする。

- (4) 受託者は、その子会社や関連企業に再委託する場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (5) 業務期間中、当協議会の求めに応じて業務の進捗を報告すること。
- (6) 当協議会は、本業務の報告書等、成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者はこの点を念頭において成果物を作成すること。
- (7) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、次期受託者がいる場合は、円滑に業務の引継ぎを行うものとする。その際、必要なデータ・書類等を遅滞なく提供することとする。

VIII 契約及び支払等について

採択団体と当協議会の間で委託契約を締結し、原則、事業完了後に当該契約に基づいて精算を行い、契約金額を上限として支払うものとする。

なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するので、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

更に、契約時又は実績報告時に、当協議会の承認を得ないで事業内容を変更した場合は、契約金額の減額又は契約解除を行うことがある。

※ 事業の実施方法については、予定であり変更する場合もある。

※ 採択後は事業開始までに契約手続を終えられるよう、必要書類の提出等速やかに対応すること。

※ 採択後であっても、契約締結までは事業に着手することはできない。